

ご契約にあたっての注意事項（重要事項説明書）

こども食堂応援 Wi-Fi ～conneXion for SMILE～

WiMAX+5G ギガ放題プラス（モバイル・ホーム）



※本書面に記載の内容は必ずお読みください。
 本書面に記載の内容は、ワイヤレス・ブロードバンド・サービス利用規約の一部を構成します。
 利用規約と本書面の内容に差異がある場合、本書面の内容が優先して適用されます。

【ご契約について】

- こども食堂応援 Wi-Fi ～conneXion for SMILE～は、株式会社ワイヤレスゲート（以下、当社といいます）がWiMAX 2+回線、4G LTE 回線、au 5G 回線を使用して提供するインターネット接続サービス（以下、本サービスといいます）です。ご利用にはご契約のお申込みが必要となります。
 - ※WiMAX+5G サービスで使用する回線等は、当社がUQ コミュニケーションズ株式会社より借り受け提供します。
- 新規ご契約時に発行されますユーザーID・パスワードは各種手続きの際、必要となります。また、暗証番号もお問合せの際に必要となる場合がございますので、大切に保管してください。
- 新規ご契約のお申込み後、お客様のご都合による商品交換・キャンセル・返品・返金などはできませんのでご注意ください。
- 新規ご契約のお申込み当日は、ご解約をお受けすることができません。
- ご契約後のプラン変更はお受けできません。
- サービス提供エリアは、事前に当社ホームページ等でご確認ください。サービス提供エリア内であっても、電波の届きづらい場所（屋内、車中、地下、トンネル内、ビルの上、山間部など）ではサービスをご利用頂けない場合がございます。
- 本サービスは個人のお客様向けとなっております。同一名義によるご契約は原則1 契約までとさせていただきます。
- 機器の転売目的やキャンペーンの多適用目的等、通常のご契約ではないと当社にて判断した場合ご契約ができない場合がございます。
- 新規ご契約にあたり、次の本人確認書類いずれかのご提示が必要となります。転居等により本人確認書類の更新がお済みでない場合、本人確認書類と併せて、『補助書類』のご提示も必要となります。
 - 《本人確認書類》※運転経歴証明書以外、全て有効期限内のものに限ります。
 - 運転経歴証明書（運転免許経歴証明書は除く）・運転免許証（公安委員会発行のもので国際運転免許証を除く）・日本国パスポート（現住所が記載されている日本国発行のもの）・住民基本台帳カード（顔写真があるもの）・被保険者証（契約者氏名及び住所が記載されているもので、国民健康保険／健康保険、国家公務員共済組合員証／地方公務員共済組合員証、私立学校教職員共済加入者証のいずれか）・在留カード・外国人登録証明書（次回確認（切替）申請期間が到来していないもの）・特別永住者証明書・身体障害者手帳（現住所が記載されているもの）・マイナンバーカード（通知カードはご利用いただけません）
 - 《補助書類》※必要な場合のみご提示いただきます。
 - ・公共料金領収証（発行日より3 ヶ月以内で、現住所が記載されているもの。電気・都市ガス・水道料金のみ利用可）・住民票（発行日より3 ヶ月以内で、現住所が記載されているもの。個人番号（マイナンバー）が記載されているものはご利用いただけません）
- ご契約内容（氏名・住所・連絡先等）に虚偽の記述があった場合等、利用規約に反すると当社が判断した場合、予告無く契約解除させていただきます。

【料金のお支払いについて】

- お支払い方法は、ご契約者ご本人様名義のクレジットカード払いのみとなります。デビットカードやプリペイドカードはご利用できません。また、コンビニ払い、口座振替、お振り込み等の対応はしておりませんので予めご了承ください。
- 当社からの請求書・領収書・料金明細等の書面発行サービスはしておりません。クレジットカード会社様からの明細書にてご確認ください。経費精算等のご事情がある場合、請求内訳といたしましてメール本文にてご回答させていただきます。本サービスのお問い合わせフォームより請求内訳希望と明記の上、お問い合わせください。
- ご利用料金は毎月末日締め、原則翌月 7 日付けでクレジットカード会社様へご請求となります。（お客様とクレジットカード会社様のご契約内容により、実際の引き落とし日は上記請求日とは異なります。）
- クレジットカードの有効期限が到来する場合やご利用限度額の超過等で料金の決済ができない場合、直ちに会員ページよりクレジットカードのご変更をお願いいたします。（クレジットカードでの決済ができない場合でもコンビニ払い、口座振替、お振り込み等の対応はしておりません。）ご利用月末日の前日 21 時時点で、クレジットカードの有効性が確認できなかった場合、翌月 1 日よりサービスのご利用停止処理（※1・※2）が実施されます。クレジットカードの有効性が確認できないお客様に対しては、毎月下旬にお客様のご登録メールアドレスへ当社よりメールでお知らせしております。ご登録メールアドレスがご変更になりましたお客様は、速やかに会員ページよりご変更をお願いいたします。（メールアドレスに誤りがある場合や、迷惑メール拒否等されているお客様はお知らせメールが届かない場合がございます。）
- 当社は、未払い発生後の請求業務を弁護士法人高橋裕次郎法律事務所（日本弁護士連合会届出番号 6 0 3）へ委任しており、ご契約時に定めた方法でのお支払いが確認できない場合、同事務所よりご請求させていただく場合がございます。予めご了承ください。

（※1）サービスご利用停止処理となった場合のご利用再開と強制解約処理について

- ・サービスのご利用停止処理となった場合、当社よりお客様のご登録メールアドレスへお知らせいたします。（ご登録のメールアドレスを変更されたお客様は、速やかに会員ページよりご変更をお願いいたします。メールアドレスに誤りがある場合や、迷惑メール拒否等されているお客様はお知らせメールが届かない場合がございます。）直ちに会員ページより有効なクレジットカードへのご変更手続きを行ってください。
- ・有効なクレジットカードへのご変更が完了しましたら、翌日 12 時までにサービスのご利用停止処理が解除され、ご利用再開となります。（翌日 12 時を過ぎてもご利用再開とならない場合は、端末の再起動を行ってください。それでもご利用再開とならない場合は、お手数ですがみんなのらくらく Wi-Fi サポートセンターへお問い合わせください。）
- ・サービスご利用停止処理となりました月末日の前日 21 時までに有効なクレジットカードへのご変更手続きが行えなかった場合、月末日で自動的に強制解約処理（ご解約処理）が実施されます。

（※2）サービスご利用停止処理中の各種料金について

- ・サービスご利用停止処理中であっても、月額料金その他各種料金は全額発生いたします。減免・減額はございません。
- ・サービスご利用停止処理となりました月が更新月以外であった場合、当月 7 日付けでご契約内容に従って契約解除料相当額を申し受けます。有効なクレジットカードへのご変更が完了し、ご利用再開となった場合、翌月 7 日付けでご登録いただいておりますクレジットカードへチャージバック返金いたします。
- ・ご利用再開とならずに強制解約処理となった場合、ご利用停止処理時に申し受けていた契約解除料相当額を契約解除料としてお取り扱いいたしますので、ご解約月は月額料金のみご請求させていただきます。

【サービス内容について】

- 本サービスでは以下 2 つの通信モードを選択いただけます。

インターネット接続方式（サービスエリア）	WiMAX 2+	au 4G LTE	au 5G
スタンダードモード	○	○	○
プラスエリアモード【オプション料金】	○	○	○

- ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。
- お客様間の公平性を確保するため、ファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信が確認できた場合には、通信速度の制限、または使用の制限をさせていただきます場合がございます。
- ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合がございます。
- 毎月 1 日より積算したプラスエリアモードの合計通信量が 15GB（※3）を超過した場合、それ以降月々までのプラスエリアモードでの通信速度を 128kbps に制限させていただきます。通信速度の制限は、翌月 1 日に順次解除いたします。プラスエリアモードの合計通信料が 15GB 超過後も、スタンダードモード

は月間データ上限の影響なくご利用いただけます。
（※3）ギガ放題プラス 2 年（ホーム）または 3 年（ホーム）で自宅セット割 インターネットコース（UQ mobile）または、au スマートバリュー（au）の適用期間中は 30GB となります。
【ネットワーク混雑回避について】

- 一定期間内に大量のデータ通信のご利用があった場合、混雑する時間帯の通信速度を制限する場合があります。
- ネットワークの継続的な高負荷などが発生した場合、状況が改善するまでの間、サービス安定供給のための通信制限を行う場合があります。
- インターネット接続の提供にあたって、動的にプライベート IP v4 アドレスを 1 つ割り当てます。（本サービスはグローバル IP アドレス対応ではございません）
- サービス品質維持及び設備保護のため、一定時間（24 時間以上）継続して接続している通信を切断する場合がございます。
- 本サービスはメールアドレス付与などのアプリケーションサービスの提供は行なっておりません。
- 本サービスでは迷惑メール対策として、Outbound Port 25 Blocking（OP25B）を順次実施いたします。メール送信（SMTP）サーバのポート番号を 25 に設定されているお客さまは、メール送信ができなくなる場合がございます。メール送信の際は、587 番ポートなど 25 番以外のポートをメールソフト等に設定してご利用ください。

【通信サービス料金について】

- 記載の金額は税率 10%での税込金額となります。
- 初回ご請求時に契約事務手数料といたしまして 3,300 円をご請求いたします。
- 月の途中でのご契約やご解約の場合、月額料金はご利用日数分の日割り額となります。
- 月末時点でご利用の場合、別途ユニバーサル料、電話リレーサービス料がかかります。ユニバーサル料は 1 契約あたり月額 3 円となります。電話リレーサービス料は、1 契約あたり月額 1 円となります。（2021 年 7 月現在）ユニバーサル料は社団法人電気通信事業者協会が決定しており 6 ヶ月に 1 度見直しがございます。将来的に予告なく変更する場合がございますので、予めご了承ください。
 - ※電話リレーサービス料は、今後変更になる場合がございますので、予めご了承ください。（電話リレーサービス料とは、聴覚や発話に障がいのある方と耳の聴こえる方の意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」の適正・確実な提供を確保するためにお支払いいただく料金です。）

■料金プラン

- 基本料金プランは以下のいずれかを選択してご契約いただけます。

	プラン名	月額料金(※5)	ご契約期間(※6)
	こども食堂応援 Wi-Fi ～conneXion for SMILE～ WiMAX+5G ギガ放題プラス 3年(モバイル)	4,818 円	36 ヶ月間
	こども食堂応援 Wi-Fi ～conneXion for SMILE～ WiMAX+5G ギガ放題プラス 3年(ホーム)(※7)		
	こども食堂応援 Wi-Fi ～conneXion for SMILE～ WiMAX+5G ギガ放題プラス 2年(モバイル)		24 ヶ月間
	こども食堂応援 Wi-Fi ～conneXion for SMILE～ WiMAX+5G ギガ放題プラス 2年(ホーム)(※7)		

- 自宅セット割 インターネットコース（UQ mobile）、au スマートバリュー（au）のお申込みに対応した料金プランです。自宅セット割 インターネットコース、au スマートバリューの適用を受けるには、別途 UQ mobile/au へお客様ご自身でお申込みいただく必要がございます。（UQ mobile/au スマートフォンでも、自宅セット割 インターネットコース、au スマートバリューに対応した料金プランが適用されていることが必要となります）
- 対応料金プランをご解約、または UQ mobile/au スマートフォンをご解約された場合、自宅セット割 インターネットコースまたは、au スマートバリューの適用が自動的に解除されます。ご注意ください。
- ギガ放題プラス 3 年（モバイル）または 2 年（モバイル）から、ギガ放題プラス 3 年（ホーム）または 2 年（ホーム）に料金プランの変更を行う場合、事前にギガ放題プラス 3 年（ホーム）または 2 年（ホーム）の対象機種への機種変更が必要となります。
 - （※5）月の途中でのご契約、またはご解約の場合、月額料金はご利用日数分の日割り額となります。
 - （※6）ご契約月の翌月を 1 ヶ月目と起算し、契約期間の最終月が満了月、その翌月が更新月となります。なお、ご契約期間はご契約プランに応じた自動更新となります。
 - （※7）ギガ放題プラス 3 年（ホーム）および 2 年（ホーム）は据え置き型の機種(2021 年 11 月現在、『Speed Wi-Fi HOME 5G L11』、『Speed Wi-Fi HOME 5G L12』の 2 機種)でのみご利用いただけるプランとなり、モバイルタイプの機種ではご利用いただけません。

■WiMAX+5G はじめる割

- 最大 25 ヶ月間毎月の料金を 550 円割引する WiMAX +5G はじめる割を適用します。
- 月の途中でご契約をされた場合、割引金額はご利用日数分の日割額となります。
 - ※ご契約回線につき、1 回限りの適用となります。

■端末アシスト料金

- 端末アシスト料金として、月額料金に端末アシストの加算料 605 円が加算されます。
- 端末アシストの加算料は日割り計算いたしません。ご契約月の翌月を 1 ヶ月目として起算し各月の月額料金に加算してご請求いたします。

■契約解除料

- ギガ放題プラス 3 年（モバイル）およびギガ放題プラス 3 年（ホーム）の場合
 - 更新月以外でのご解約・・・10,450 円
 - 更新月でのご解約・・・0 円
- ギガ放題プラス 2 年（モバイル）およびギガ放題プラス 2 年（ホーム）の場合
 - 更新月以外でのご解約・・・1,100 円
 - 更新新でのご解約・・・0 円

■端末アシスト解除料

- 端末アシストのご契約期間終了前に WiMAX+5G をご解約された場合、契約解除料とは別に、以下の端末アシスト解除料が発生いたします。
 - 【端末アシスト解除料＝月額 605 円×残月数】
 - ※端末アシストの 1 回目のお支払いは適用月の翌月となります。

ご利用月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
残月数	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

【公衆無線 LAN サービスについて】

- 本サービスでは、ご契約期間中、無料サービスとして公衆無線 LAN サービスをご利用いただけます。
- ワイヤレスゲート Wi-Fi のご利用にあたっては、「ワイヤレス・ブロードバンドサービス利用規約」が適用されます。規約は以下 URL よりご確認ください。
 - URL:http://www.wirelessgate.co.jp/rules.html
- ご利用頂けるワイヤレスゲート Wi-Fi サービスエリアは BB モバイルポイント、Wi2 300 の SSID:Wi2 及び Wi2_club エリアとなります。UQ Wi-Fi のサービスはご利用できません。また、ワイヤレスゲート Wi-Fi+WiMAX ツープラスをご解約された時点で公衆無線 LAN サービスはご利用できなくなります。（ワイヤレスゲート Wi-Fi サービスエリアは予告なく変更となる場合があります）
- 電波を使用しているため、サービスエリア内であっても電波の届かない所や、サービスエリア外ではご利用いただけません。またご利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切断される場合がございます。

【端末のご利用と故障・紛失時の対応について】

- 端末ご利用時の接続設定等は、端末同梱されております説明書等でご確認ください。その他、ご不明点等がございましたらお問い合わせフォームよりご連絡

ください。

- 端末初期不良の場合・・・ご契約後 15 日以内にお問い合わせフォームよりご連絡ください。16 日目以降は au ショップでの修理対応となります。
- 端末故障・紛失の場合・・・修理期間中、紛失中であっても月額料金は発生いたします。代替品の貸出や、一時利用休止等の対応は行っておりません。端末故障または紛失が原因によりご解約の場合でも、契約解除料は発生いたします。予めご了承ください。

【通信機器の保守適用に伴うご契約者情報の通知について】

- 当社は本サービスの提供にあたり、ご契約者様の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している WiMAX+5G サービスの内容、提供開始日、ご解約日等、ご契約のステータスに関する情報を対象サービスの目的として KDDI 株式会社、沖縄セルラー株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社及びそれらの業務委託先へ通知します。

【ご解約・各種お手続き・サポートについて】

- 各種お手続き、ご契約内容につきましては会員ページよりご確認ください。
- ご解約につきましては、サポートセンターまでお問い合わせください。
 - <サポートセンター> TEL：0570-011-239 営業時間 10:00～18:00（年中無休）

【寄付金のお預かりについて】

- 本サービスではお客様から毎月 500 円(※9)の寄付金を受領し、認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえを通じてこども食堂の支援に役立てさせていただきます。なお、お客様による認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえに対する寄付金を当社が同 NPO 法人からの授権に基づき代理受領するもので、お客様から当社が寄付金を受領することでお客様による寄付金の支払は完了します。
- 領収書の発行は、確定申告に合わせて、対象期間分(※9)を翌年の 1 月下旬にお送りします。
- 領収書は、対象期間の寄付金が 3,000 円以上の方へのみお送りさせていただきます。
- 当社はご契約者様の氏名、住所、電話番号、寄付金額を、寄付の実施および付帯業務の遂行を目的として認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえへ通知いたします。
 - (※8)：寄付金は消費税の対象外です。
 - (※9)：対象期間は、クレジットカードへの請求月を基準として 1 月分～12 月分の 1 年間となります。
 - (例)2023 年 1 月下旬発送の領収書に記載される寄付金は以下ようになります。
 - 2022 年 1 月 7 日付け請求分(2021 年 12 月ご利用分)～2022 年 12 月 7 日付け請求分(2021 年 11 月ご利用分)

【初期契約解除制度について】

※法人契約の場合、初期契約解除制度の対象外となります。

- ご契約いただいた通信サービスがご利用可能になった日から起算して 8 日経過するまでの間、書面により本契約の解除（以下、初期契約解除）を行うことができます。この効力は書面を発送した時に生じます。
 - ※初期契約解除制度での購入端末の取り扱いは、端末返還特約が適用されます。
 - ※端末機器（個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等）がない場合、初期契約解除はお受けできません。
- 初期契約解除にあたりご契約の端末、ご契約を特定できる事項（ユーザーID・ご契約者名・プラン名）を記載した書面と、端末一式(SIM カード・箱・取扱説明書・アダプタ or 変換コネクタ等)を速やかにご返却ください。ご契約を特定できない場合、及び端末一式をご返却いただけない場合は、初期契約解除をお受けできません。（ご返却時の送料はお客様負担となります）
- 初期契約解除を行った場合、本契約により発生した契約事務手数料、ユニバーサル料及び初期契約解除までに提供を受けた通信サービスの月額料金はご請求いたします。オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除完了と同時に解除となります。
- ご契約を特定できる事項を記載した書面と端末をご返却された場合、初期契約解除の際に発生する料金についてご了承いただいたものとみなし、初期契約解除処理を実施いたします。お客様へ事前のご連絡等はございませんので、予めご了承ください。
- 当社が初期契約解除制度について、不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまで本契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して、交付した書面をお客様が受領した日から起算して 8 日間を経過するまでの間、書面により本契約を解除することができます。
 - <初期契約解除返却先>
 - 〒140-0002 東京都品川区東品川 2-2-20 天王洲オーシャンスクエア 5 階 こども食堂応援 Wi-Fi 初期契約解除係

【青少年フィルタリングについて】

- インターネットのご利用により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害情報に接する機会が生じる場合がございます。また、インターネットのご利用により以下に例示するような危険性がございますので、市販等のフィルタリング製品を活用されることをお勧めいたします。ご契約者が成人の場合でも、ご利用者が未成年者の場合は、同様に同製品の活用をお勧めいたします。
 - (1)出会い系サイト、アダルトサイト、暴力的な表現のあるサイト等へのアクセスにより、犯罪等の事件に巻き込まれるケース。
 - (2)ブログ、SNS 等のサイト上での見知らぬ相手との情報のやり取り等により個人情報の流出、写真の無断転載による肖像権の侵害等の被害が生じる場合。
 - (3)ブログ、掲示板等のサイトへの個人を特定する無責任な書き込みが誹謗中傷・名誉毀損へと繋がり、加害者となりうる場合。
 - (4)興味本位での犯行予告・いたずらの書き込み等により、威力業務妨害、脅迫等の罪に問われる場合。

【個人情報の利用目的について】

届け出ていただいたご契約者様の個人情報については、以下の目的に利用いたします。

- (1) ご利用料金（ご請求・お支払等）に関する業務
- (2) 契約審査等に関する業務
- (3) 通信機器等の販売に関する業務
- (4) お客様相談対応に関する業務
- (5) アフターサービスに関する業務
- (6) オプションサービス追加・変更に関する業務
- (7) サービス休止に関する業務
- (8) 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
- (9) アンケート調査に関する業務
- (10) 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
- (11) 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務
- (12) サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務

端末返還特約

（端末売買契約の解除）

第 1 条

お客様が初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 26 条の 3 に規定されている契約の解除に関する制度をいいます）に基づき本サービスを解除した場合は、当該契約に付随して締結したお客様と当社との端末売買契約は同時に当然に解除されるものといたします。

（対象機器の返還等）

第 2 条

1. お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した端末機器（個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます。以下「対象機器」といいます。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用はお客様のご負担といたします。

2. 前項の返還に際して、お客様が対象機器以外の私物等を同梱した場合、当該私物等が当社に到着して 90 日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものといたします。

3. 当社は、対象機器につきましてはお客様から支払われた代金がある場合は、ご返金いたします。

（合意管轄裁判所）

第 3 条

本特約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。